

九州佐賀国際空港青少年交流促進事業補助金交付要綱の改正内容

九州佐賀国際空港青少年交流促進事業補助金交付要綱の一部を次のとおり改正する。

1 要綱本文 以下の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

旧	新
<p>(交付対象)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、毎年度4月1日から3月31日までの間に、補助事業者に属する者（以下「補助対象者」という。）が九州佐賀国際空港国内線発着便を利用して都道府県又は学校等の代表としてスポーツ及び文化事業の大会等に参加するもの（以下「補助事業」という。）とする。</p> <p>ただし、九州佐賀国際空港国内線発着便の利用が、毎年度3月31日までに出發し、翌年度4月1日以後に完了する補助事業については、当該補助事業の完了が確認された年において補助金の交付対象とする。</p> <p>2 前項に規定する補助対象者とは次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) スポーツ及び文化行事に出場する生徒</p> <p>(2) 前号に規定する生徒を引率する者</p> <p>別紙1（様式1号関係）</p> <p>●参加大会</p> <p>(1) 大会名 _____</p> <p>(2) 開催期間 _____</p> <p>(3) 開催場所 _____</p>	<p>(交付対象)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、毎年度4月1日から3月31日までの間に、補助事業者に属する者（以下「補助対象者」という。）が九州佐賀国際空港国内線発着便を利用して都道府県又は学校等の代表としてスポーツ及び文化事業の大会等に参加するもの（以下「補助事業」という。）とする。</p> <p>ただし、九州佐賀国際空港国内線発着便の利用が、毎年度3月31日までに出發し、翌年度4月1日以後に完了する補助事業については、当該補助事業の完了が確認された年において補助金の交付対象とする。</p> <p>2 前項に規定する補助対象者とは次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) スポーツ及び文化行事に出場する生徒</p> <p>(2) 前号に規定する生徒を引率する者</p> <p><u>(3) その他会長が適当と認めるもの</u></p> <p>別紙1（様式1号関係）</p> <p>●参加大会</p> <p>(1) 大会名 _____</p> <p>(2) 開催期間 _____</p> <p>(3) 開催場所 _____</p>

●参加者名簿

※添付書類：参加事業概要

	氏 名	学校との関係(例:生徒、顧問)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※欄が足りない場合は、追加してください。

上記内容に相違ありません。

学校等の名称

代表者役職

代表者氏名

●参加者名簿

※添付書類：参加事業概要

補助対象者	人数	学校との関係 (例:生徒、顧問)	備考
スポーツ及び文化行事に出場する生徒			
生徒を引率する者			

※参加事業概要と整合すること

上記内容に相違ありません。

学校等の名称

代表者役職

代表者氏名